

市町村虐待防止ネットワークの実態と課題について

— 市町村ネットワーク事例調査から —

流通科学大学	加藤曜子
子ども家庭福祉研究部	才村 純
北九州市児童相談所	安部計彦
泉大津市児童福祉課	白樺 裕
大阪府堺子どもセンター	油谷 豊
大阪府中央子ども家庭センター	吉岡芳一

要 旨

2001年児童虐待防止法以後児童相談所における相談件数は増加し、地域での関係機関のネットワークの取り組みが期待されている。本研究の目的は、児童虐待防止に関する市町村ネットワークについての実態調査を通し、その活動内容を把握し問題点・課題点を見いだすことにある。手法は全国16カ所の市町村と、児童相談所5カ所を合わせて約50名の協力を得て、ヒヤリング調査を実施した。市町村の選択は、先進地域とあわせて資料等から取り組みが充実したり、特徴のあるところを選び、全国から抽出して行った。ネットワークの事務局の担当は1)行政職のみ、2)家庭児童相談室のみ、3)行政職と専門職の混合、4)保健師中心、5)保育士中心、6)教育・福祉折衷型に分けられた。庁内及び関係機関とネットワークを充実させるためには、行政と専門職の混合型が好ましいことが判った。ネットワークは、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会義から成り立っていた。児童虐待防止のための個別事例中心にしたネットワークが充実することが重要であり、そのためにはアセスメント、計画、援助の枠組みを捉えながら、市町村ネットワークを発展させることが重要であることが理解された。

見出し語：ネットワーク、市町村、児童虐待防止、アセスメント、計画、ケースカンファレンス

Study on the Regional Network for Prevention of Child Abuse

Yoko Kato, Jun Saimura, kazuhiko Abe, Yoshikazu Yoshioka, Yutaka Yutani, Yutaka Shirakashi

ABSTRACT

The purpose of this paper is to get hold of the activities of regional networks operating for the prevention of child abuse, and descry their problems.

Survey was conducted by interviewing about 50 collaborators who worked for 16 regional network organizations and 5 child clinics chosen nationwide.

These networks have three different conference styles: representative-based, practice-based, case-based.

According to our research, we found that to prevent reoccurrence of child abuse, these regional networks had better be strengthened and that these network coordinators have more frequent meetings on risk assessment, familyassessment, care planning, treatment with other community agencies.

The future development of the networks totally depends on the well-balanced interdependency and autonomy of concerning coordinators, network members and the governmental cooperation.

KEY WORDS : Regional network, child abuse, Prevention, Assessment, Planning, Case Conference

I. 研究目的と意義

1. 目的と意義

本稿は、児童虐待防止の市町村ネットワークの活動内容の実態を把握し、その問題点や課題を見いだすことにある。

ネットワークの活動は、高齢者、療育分野の先行実践から発展しその有効性が証明されてきた。児童虐待の分野のネットワーク活動は遅れながら、1990年代の中頃から発展してきている。ボランティアな虐待防止のネットワークは1980年代後半から専門職同士の勉強会を開くなどの実績を重ね、行政に先んじて発展してきた。児童虐待防止のための行政のネットワークは、1990年に虐待防止のモデル事業として大阪府が一部試みたが、実際に市町村を基盤とした虐待防止ネットワーク（正式名称は、児童虐待防止連絡協議会、児童虐待防止実務者連絡会、児童虐待防止協議会、児童虐待防止ネットワークなど多様であるが、本稿ではネットワークとして統一した）が増加していくのは2001年5月児童虐待防止法制定の前後からである¹⁾。

もともと2001年11月の厚生労働省が全国市町村へ向け実施したアンケート調査結果をみると、市町村のネットワーク率は15.6%とまだ決して高いとはいえない。児童虐待防止ネットワーク（児童虐待防止連絡協議会などの名称であるが、ここではネットワークとして総称したい）は、今後も取り組まれる課題である。市町村の児童虐待防止ネットワークの実態調査を通し活動内容や問題点を明らかにしていくことは、ネットワーク構築への参考になるだろうと考える。同時に児童相談所との関わりや子育て支援との関係についても検討したい。

2. 児童虐待防止におけるネットワークの定義について

従来、実務では、「連携」が使われてきている。その場合には、「同じ目的を持つものが互いに連絡、協力しあって物事にあたる」を意味する。ネットワークは、そういったつながりを多領域に幾層にも重ねながら、虐待防止という共通の目標をもって活動するものである。さらに「介入、アセスメント、計画、モニタリングという一連の援助ができるような機関同士の協力体制である」と具体的に付け加えたい。つまり、虐待防止のネットワーク活動は最終的にはケースのマネジメントができるための環境づくりでもあるといえよう。

ネットワークの用語は、在宅ケアを押し進める高齢者対策において採用され、主として小地域での福祉、医療、保健の連携によって進められてきた。児童分野でも1993年に児童虐待についてのネットワークの論文も出ている²⁾。高齢

者と児童が異なる点は、高齢者は利用ニーズが明確で、さらに希望してサービスを受ける点である。児童の場合は虐待をしているのが親であるため時に子どもに必要なサービスも、親が子ども及び親自身へ向けて提供される必要なサービスを拒否しがちであるため関係機関にとっては協力体制を取りにくい場面も多くある。また子どもは発達していく存在なので関係機関も変化していくため常に司法、医療、福祉、保健、教育などあらゆる分野にまたがってネットワークを作りながら積極的に共通理解、共通対応を進める必要があるという点である。

II. 調査の方法

地域で特徴的、あるいは先進的なものを厚生労働省の調査結果及び独自資料から検討し、抽出した(一覧表は資料につけた)。アンケートを作成し、それに沿って聞き取り調査を実施した。聞き取り内容の項目は、目的に添って18項目(設立動機、要綱の有無、活動内容、構成、民間機関参加の扱い、事例検討常用、活動の困難点、効果、課題、資金、児童相談所との関係、子育て支援との関係、ネットワーク継続の要件等)を設定した。表1は調査した都市の人口と地域を示す。

表1 調査地域と人口

調査地	万人							
	人口 ~9 ~	10 ~	20 ~	30 ~	40 ~	50 ~	60 ~	70 ~
北海道			○					
東北		○						
北陸						○		
関東		○2		○				
東海			○2					
近畿	○	○2	○					○
四国	○	○						
九州					○			

III. 調査の結果

1. ネットワーク立ち上げのいきさつ

ネットワークのいきさつを調査した。ネットワークによって何を解決したいのかということや動機を示すものもあり、その地域の特色になっていくと考えられる。

表2 16都市のネットワーク設立のいきさつ

ネット設立のきっかけ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡事例がでたので知事や市長命令で。3カ所 ・ ある問題の子をきっかけに研究会ができる。 ・ 市長命令（市会議員の質問がきっかけ） ・ 児童相談所が推進。4カ所 ・ 児童相談所と保健所が推進 ・ モデル事業として発足 ・ ボランティアネットワークとして活動し、後に組織化へ ・ 児童虐待防止のボランティアネットの研究会に参加していた児童福祉施設長が必要と感じて地域で呼びかけた結果、行政も賛同 ・ 高齢者担当でネットワークの実践をしてきた ・ 保健師が地域での防止も必要だと感じて関係機関に呼びかけて発足 ・ 地域育成計画後、必要性を感じたから。 ・ 虐待事例の増加に伴い、機関連携の必要性。機関毎の認識の差や連携の不都合が見られた。

きっかけは、3つに分けられる。日頃から疑問に感じた実務家自身からの自発的なものが先ず挙げられる。例えば、保健師や施設長、家庭児童相談所からの自発性である。第2には、施政者の命令例えば市長、県知事（死亡事例がきっかけとか、議会での市会議員の要求で）があった。第3に、児童相談所が必要性を感じて働きかけたことである。

働きかけがあったと同時に、地域育成計画が地域ごとで進められた結果、児童への問題が担当者に認識されたという地域もある。児童相談所が勧めたところについては、県内の児童相談所のネットワークができた段階で、市町村へのネットワークを次の目標とした地域もあった。

2. 要綱の設置について

目的を「児童虐待防止と早期発見・早期対応」のみを挙げている2都市あったが、その他は「被虐待児とその家族の支援のための援助体制の整備、適切処遇」も挙げている。

要綱がないところが2カ所あった。うち1カ所は、条例で適応するという事で進められていたが、一都市については、取り組めていない状況にある。

表3 要綱の項目

要綱の項目	
目的	
事業内容	活動内容
構成	5 機関～3 4機関
運営	会長を固定 会長は互選
守秘義務	なしが3カ所
事務局	児童福祉課、地域保健 家庭児童相談室
委員任期	1年ごとの更新2カ所

3. ネットワーク活動の構造と機能

ネットワーク活動に際してはその構造と機能についてまとめると代表者会議、実務者会議、個別事例検討会議の3領域に分かれた（図1を参照）。

1) 代表者会議（読み替え分：全体会、協議会等の名称）

関係機関の長が出席している場合が多い。また都市によっては課長級が参加をしている。その目的は、機関としての虐待への認識を高めてもらうこと、つまり虐待に関する共通の認識、問題意識、情報を共有し、所属機関へ持ち帰った後は啓発活動や防止策を進める等の役割を担うことである。また代表が集まることで施策の検討や実施を推進する意義があり、現場の活動理解を深めるためのものでもある。しかし実際には出席するだけであるという機関もあり、自機関での取り組みに活かされていないところがある（今までは特に教育機関）。また、代表者会議を開く意味が不明確な所は、会議で何を議題にすればよいか判らないでいるという結果になり、会の沈滞化が危惧される。

予防（子育てサークルなど）に重点をおいている地域などは、代表者会議の意義が理解されないという点が出てきやすい。というのも目的が自分の部署だけで自己完結してしまうからである。また、内発的に出てきたところも実務者会議で自己完結しやすい。つまり目の前の事例対応や情報収集に終始し施策的な観点が見失われがちとなる。しかし組織全体の視点に立って、上司に活動を理解してもらうことが仕事を押し進めるには重要であるという認識にたち、代表者会議を設けるにいたったところもある。代表者会議に主要な医師会や幼稚園などが参加していない地域もあり、代表者会議の趣旨をさらに啓発する必要性を感じている地域もあった。また、調査地の中では代表者会議ができていないところがあった。

2) 実務者会議（読み替え分 ワーキンググループ 定例会、緊急処遇会議、専門部会、連絡会議）

実際に児童虐待問題に直接ないし、定期的に接する所で

ある。実務者会議では、共通理解のために日頃からどういった事例を担当しているかという状況報告や、マニュアル作成などを行っているところとして位置づけられる。実務者会議から発足したネットワークは、主として、事例対応に主力が置かれる。直接援助する担当者を統括する課長や課長補佐、家庭児童相談室、保健婦で構成され、保育所、施設指導員の代表の参加もある。

3) 個別事例検討会議（ネットワークミーティング、臨時事例検討会、援助チーム）

個別事例検討会議は、市町村が主として担当する事例について、児童相談所参加を要請しながら行っている。実務者会議の担当者も参加するが、直接事例担当者で成り立つ。例えば、地域の民生児童委員や保育士も参加するが多い。

市町村（福祉事務所も通告先の一つ）の取り組みは通常事務局が福祉事務所児童課の場合、虐待事例の通告を受理したところから始まる。市によっては、事例の流れ図を市独自でまとめ上げ、受理の段階でのアセスメントから、計画、援助、さらに終結にいたる全体図を描き、定期的にケース担当者会議を開きながらその事例にあたっている。この流れ図のコンセンサスが児童相談所ととれている場合には関係が良好である。しかし、流れ図ができて、後に述べるように児童相談所との協議がなく、また援助計画への視点に欠ける場合は硬直化しやすくなる。

また、当初から市町村で児童課や保健センター、保育所、家庭児童相談室などが参加し取り組んでいるところは市町村ネットワークの中核を実務者会議や個別事例検討会議においている。

4) 庁内ネットワーク

庁内のネットワークがあることは、その部署への理解を庁全体が分かち合えることを意味する。そのことは仕事をスムーズに運ばせ、担当者への理解も高まる効果がある。

4. 児童相談所との関係

児童相談所自らがネットワークに取り組んできたが、児童虐待相談件数の増加により、児童相談所が在宅事例をすべてフォローすることは不可能に近い。そのため、児童相談所側としても市町村ネットワークが立ち上がり、市町村が力をつけきめ細やかな援助をしてくれることが、将来的には子どもの命を守ることにつながるといった認識を持っている。そのため、虐待事例の多い地域では、児童相談所が市町村と協力してネットワークづくりをしてきた。

しかし、市町村ネットワークがわずか3%の組織率の県では、県単位の児童相談所のネットワーク及び保健所単位のネットワークがあり市町村を補っている形となる。

市町村ネットワークが発足した地域での児童相談所との連携状況はどのようなものだろうか。

児童虐待事例は、すべて児童相談所が虐待事例は福祉事務所からも通報を受けて担当すべきなのかという疑問がある。この点については、児童相談所との協議を踏めば福祉事務所は、すべてを児童相談所に通報することなしに軽いと判断した在宅事例（ネグレクト事例などであまり重度化しないだろうといった事例や、母親の精神医療にかかりながら支えがあれば子育ても可能であると判断されるなど）は責任をもって担当することができると考えられる。

現在の先進地域の取り組み方は以下の通りとなっている。

A. 通報を受けると、福祉事務所児童福祉課がコーディネーターとして関係機関、児童相談所に連絡をとり、必要に応じて緊急会議を開きリスクアセスメントをしたのち、どこが担当するのかを決定する。担当ケースに一番近い人をチームリーダーとする。

B. 通報を受けると、福祉事務所児童福祉課がコーディネーターとして囑託の児童虐待担当委員とともに、事例を検討し、その後、重い緊急度の高い事例であれば児童相談所へ送致する。

C. 通報を受けると、福祉事務所行政職とともに家庭児童相談員がいるため、児童虐待の程度のランク付けをし高いものについては、児童相談所へ送致する。

D. 通報を受けると、家庭児童相談員が受理し、緊急対応が必要であれば関係機関とのカンファレンスをする。しかし、児童相談所に送付しない場合は、ネットワークを開き、関係機関とともに、役割分担をしてキーパーソンを決めていく。

市町村ネットワークでは、重いケースは児童相談所、軽いケースは市町村だという共通認識がある。緊急対応の必要のないネグレクト事例も増加している今、地域の支援は不可欠である。

また市の独自事業でネットワークを立ち上げた市では、アセスメントができるように専門職の職員が採用され、扱う事例の程度をランク付けしている。つまり、虐待が軽重を表す基準については、厚生労働省のリスクアセスメント表を利用し段階の流れ図からランク付けを採用されている（例えば、1ランク、2ランク、3ランク、4ランクとなっている）。もっとも上記の市以外の軽重の決定をすると答えた市は、基準やめやすは特に持たずに協議の上でというのが一般的である。

市町村ネットワークで判断した後、児童相談所へ送致しても、市町村でやってほしいと児童相談所が一方的に断ってくる地域もあり、協議の方法の改善が必要になっている場合も出てきている。

児童人口割で見ると、市町村によって手持ちの事例数に差がみられた。さらにそれらの事例について、ネットワークで検討をしたかどうかについては、統計は数え方にばらつきがあったため、比較できなかった。

表4 それぞれの市町村手持ちの虐待件数(平成12)

児童人口	市町村虐待件数
90,800	児相の約3割
53,564	60 (新規+継続)
16,043	36 (継続を含む)
20,728	40 (疑い15)
65,705	*
10,537	42
36,417	12
36,169	40 (疑い19)
30,024	87
8,673	34 (継続)
130,000	193
76,451	49 (平成13年度)
24,504	92 (継続59を含む)
24,120	154 (機関連携している)

*平成12. 1~12月
*平成13対象は虐待

一カ所は計上していない。

5. 子育て支援と児童虐待防止ネットワークの関係

子育て支援を広義に捉えると、児童虐待問題対応も子育て支援に含まれる。しかし予防的な観点からとらえると、狭義の子育て支援も存在する。子育て支援と児童虐待防止ネットワーク事業をどのようにとらえていけるのだろうか。以下地域の捉え方は表5のように整理された³⁾。

表5 子育て支援と児童虐待防止ネットワーク

- A 児童虐待防止のみ→虐待に絞ってやるほうがよい
- B 子育て支援の一部に児童虐待防止を位置づける
→子育て支援とどうバランスをとるか課題である。
- C 児童虐待防止と別に子育て支援がある。
- D 児童虐待防止ネットの中で子育て支援をする。
→予防が大切であるという方針。
- E 児童虐待防止ネットと子育て支援の担当が重なる。
ので、将来は一本化をめざす。
- F 窓口に迷う。

6. ネットワークの有効性の評価

「組織内での伝達、徹底が行われないことで、組織内のありかたがわかってきた」と回答した地域もあり、ネット

ワークで他機関と交流すると、相手の欠点なり、特徴がわかってきたという意見もでており、潜在化していた問題がそこで出てくるチャンスにもなっている。

ネットワークを調査したところは、いずれもネットワークによって迅速対応できるようになったというのが大方の捉え方であった。

表6 ネットワークの評価

- 事例の掘り起こし、把握率が増加した。
- 迅速対応、多面的、組織的対応ができるようになった。
- 相談しやすくなった。
- 市役所内情報が一元化され対応が迅速になった。
- 情報報交換ができた。知らなかった人と知り合えた。
- 機関の役割が理解できた。
- 虐待の捉え方が共通してきた。
- 機関が前向きに虐待の取り組みができた。

V. 考察

市町村の役割の役割は、先の社会保障審議会の中で児童も地域の取り組みを押し進めることであるとの認識が高まっている⁴⁾。また、児童虐待防止法以後、急増している児童相談所の相談件数に対応するため通報機関の一つである福祉事務所の協力は必要になってきたということ、児童福祉司は10万人の子どもに一人の割合で配置されているものの、すべてを指導できるものではなく市町村の関係機関の協力が必要であるという認識に立つことはすでに述べた。

全国の市町村の福祉事務所でも通告を受けていると考えられるが、ネットワークのない市町村の場合には、どういったシステムで通報に対処しているのかという疑問が生じてくる。

虐待防止のネットワーク活動の第1の目的は地域のなかで再発防止のために在宅の子どもや親をケアすることを目指すために、どのようにすればいいのか多領域の機関で知恵をだしあい、互いに連携・協力しあうことにある。市町村ネットワークの存在は、今後も重要な役割を担うことが期待されている。現在は、早期発見、対応のところで論議されるが、今後は事例検討会議で、子どもや家庭への支援のあり方が論議されていくことだろう。

以下判ったことについて整理し課題を含めて考察したい。

1. 事務局

事務局の担当職種によりその内容や態勢は異なってくる。また地域事情により異なるともいえる。その長所と短所について、整理しておきたい。短所をどう補うのかについては今後、都市ごとの課題であろう。体制がとれていたのは、行政と専門職がセットになって活動している地域である。事務局は、実質的なコーディネーターを担うため、システム構築の要ともいえる所である。

事務局職種を分類すると6タイプである。

表7 事務局別長所と短所

事務局	長 所	短 所
行政職のみ	行政的手腕	専門的な事例への対応 困難
家庭相談員 保健師	専門的対応 専門的対応 家庭訪問、健診 早期発見	行政から浮きやすい 対象児童年齢制限あり
保育士	専門的対応、再発 予防のための保育 調整のとれた対応	対象児童年齢制限あり 対象児童年齢制限あり 特になし
行政+ (家庭 相談員+心理 教育+福祉)	教育の関心高まる	町村単位では有効

2. 構造

会議の回数が多くシステムが構築されているところは個別事例検討会議までのプロセスが行えているところである。通報、受理、リスクアセスメント、アセスメント、計画、終結というケースのプロセスを市町村においても実務者ネットワークで担えているところである。実際に独自で立ち上げ、システムを構築していった市町村ネットワークは役割分担が出来ているのでそれなりの成果を上げている。コーディネイトとマネジメントの能力が合わせて必要となってくる。人材育成も必要となろう。

3. 要 綱

要綱は、システムを維持するためには必要な枠組みである。市によっては守秘義務を位置づけていないところがあったが、今後民間参加なども可能性がでてくるため、こういった関わりをすべきなのかはあらかじめ取り決めが必要となろう。守秘義務については事例管理とともに制度化していくことが必要であろう。

4. 児童相談所との関係と事例への取り組み

児童相談所は、重い事例を、市町村ネットワークでは軽

い事例扱うという考え方は大方の意見であり、実行している。十分なコンセンサスがとれているとは言い難く、今後、軽重判断の枠組みについての議論や、さらに事例を通じた検討会が必要となつてこよう。なお、児童相談所事例と市町村ネットワーク担当領域について、概念図を示しているので参照されたい。今後児童相談所と、市町村領域の線引きの問題、子育て支援領域からあがってくる市町村領域との役割分担も議論の対象になるだろう。今後在宅事例が増加していくため、地元の関係機関が市町村を中心にネットワークを形成し、進めることは重要であろう。ただし、児童相談所がどのようにコミットしているのかについては、差異がみられ、地域により異なつた。課題点は児童相談所と市町村ネットワークの信頼関係構築と、協議体制を今後どう形成し取り合うかにある。資料の図2は、児童相談所と、市町村ネットワークの担当すべき領域の概念図を示した。

5. 子育て支援との関係

児童虐待防止のネットワーク活動を子育て支援の一分野ととらえ、同じ部署が同時に発生予防的な子育て支援と再発予防の児童虐待防止活動を行うことは時間と労力のかかることになると危惧される。今後は、児童虐待防止ネットワークへの関わり方の担当部署を決定しておく一方で、子育て支援は別機関が責任者となるという役割分担が必要になってくるのではないだろうか。都市によっては、地域福祉計画の再編の時期でもあり、今後障害児対策なども入ってくるため、総合的な取り組みを考えていく時期にきている。

松岡克尚氏は、ネットワークの共通基盤として、コンピテンスト、環境の2要因で説明している⁹⁾。ここで市町村ネットワークにあてはめると、その2要因が重要であることが示されたと考える。環境要因を考えると、ネットワークを形成する多領域の関係機関参加、市町村ネットワークの事務局体制と行政組織理解、援助ネットワークが実施できる社会資源体制が整うことが環境要因を意味しよう。ついでコンピテンストとして表現されているが、それはその組織をうまく運営するコーディネイト力、マネジメント力、虐待ケースを扱う専門的知識や自発性、意欲、援助に対する責任と能力に読み替えられるのではないだろうか。いずれもそれらが統合された形で整いネットワークが形成されていくと考えられる。そういった環境づくりや人材をさらに整えていくことが求められる。ところで、ある政令指定都市では2002年4月から虐待及び酒配偶者暴力に対応できる専門員が配置され、家庭児童相談員、保健師と共に児童相談所ワーカーで協力していく地域ネットワークが立ち

上がる予定である。この試みであれば、いずれかの専門職の利点をいかしながら協力体制がとれ、また年齢的な制限もなく活動していくことが可能である。地域により、ネットワークを設立する環境は個別違い、また構成員も異なる。それぞれの利点を最大限に生かせるためには地域で開発することが求められる。ネットワークを形骸化しないためには、今後どのような創意工夫やとりくみが可能なのかさらに研究を継続したい。

注1) 加藤曜子。「児童虐待防止ネットワーク」の意義と発展に関する一考察。社会福祉学。2000:40(2):81-97.

児童虐待防止ネットワークは民間主導、行政主導、折衷型、病院中心に分類される。民間団体のネットワークの活動は行政補完の意味もあるが、地域で発展してきている理由は専門職同士が共通理解を深めるためであった。

注2) 萩原総一郎。児童虐待への対応～機関連携によるケアシステムの構築、子ども家庭情報 1993:6 母子愛育会。

注3) 発達 No.84.Vol.21では21世紀の子育て支援ネットワークとして特集が組まれている。児童虐待防止を含めた広義に使われている。

注4) 平成14年1月第5回社会保障審議会福祉部会においては、市町村福祉計画では、住民参加で共に生きる社会づくりをめざすという目標を掲げている。障害や高齢者と児童等に係わる計画との整合性や連携を図り、既存の計画を内容する計画として福祉地域計画を策定するとのとりまとめを報告している。

注5) 松岡克尚：社会福祉実践における「ネットワーク」に関する一考察—概念整理と共通性の抽出。社会福祉実践理論研究、1998:7:13-22.及び松岡「ネットワーク・アプローチ」における実践戦略についての考察—「コーディネーション能力」概念をもとにして、社会福祉実践理論研究、2001:10:25-36.

図1 市町村の虐待防止ネットワークの役割

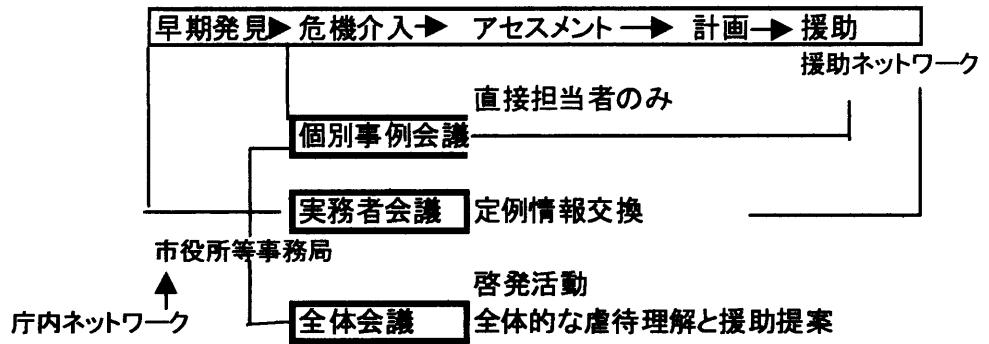
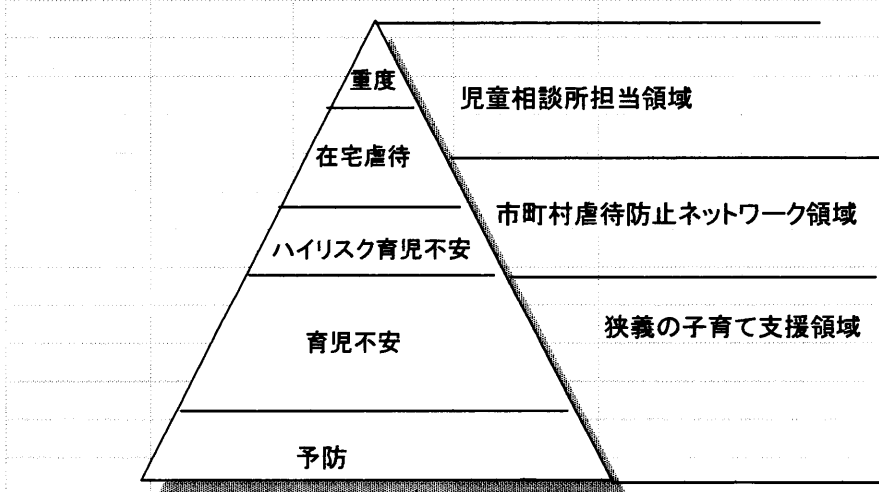


図2 市町村ネットワークと対象の概念図



加藤他：市町村虐待防止ネットワークの実態と課題について

資料 調査一覧表(主たる質問項目の抜粋)2001年5月～2002年3月調査

型	事務局	人口	設立	要綱	構成種類	民間団体	秘密保持
A	保健所	201000	平成11年9月	平成12年11月	ネットワーク会議(定例年1回)ワーキンググループ(実務者担当)	参加なし	ケースは事務局
B	保健所	117000	平成12年	平成12年	全体会(年3回)専門部会	あり、勉強会	別に援助チームを設ける
C	地域保健課	421000	平成12年1月	作成なし	ネットワーク連絡協議会(全体会議)年3回、事例検討会を定例化し、月一回	あり	特に配慮はなし、守秘義務は依頼する。
D	児童福祉課(行政職)	75000	平成11年7月	平成11年4月	代表者会議(年1回)実務者会議、臨時実務者会議	なし	事例管理は事務局
E	児童福祉課(行政職)	117000	平成12年3月	平成12年3月	代表者会議(年1回)実務者会議、臨時実務者会議適宜。	なし	ケース検討資料回収
F	児童課、一般行政事務	286000	平成12年11月	平成12年11月	協議会(年2回)ネットワーク会議(随時)	なし	民間機関参加は現在考えていない
G	児童福祉課	510000	平成13年2月	平成13年2月	協議会(代表者)、連絡会(地区単位)	あり	要綱で秘密保持をかける。民間参加だが、他の機関も兼ねるので守秘はある。
H	児童福祉課	176000	平成12年1月	平成12年1月	代表者会議(定例年1回)、事例検討会(随時)この場合は、議長が徴集	あり	守秘義務は守られている
I	児童福祉課	174000	平成13年7月	平成13年7月	代表者会議と実務者会議	あり	事例検討会は、別に行っている。
J	児童福祉課(嘱託非常勤の虐待相談専門員も配置)	378000	平成13年8月	平成13年8月	子育て支援ネットワーク(年1回)実務者ネットワーク	なし	個人情報保護基準あり。
K	子育て支援課、家庭児童相談室中心型	209000	平成12年4月	平成12年4月	児童虐待防止会議(月一回定例)緊急処遇会議(適宜)	なし	
L	児童家庭課、家庭児童相談室中心型心理相談員中心	786000	平成12年3月	平成12年10月	虐待等連絡会議、ネットワーク会議、ブロック会議、ブロック会議の事例検討会	あり	事例管理は事務局、事例検討会には、民間団体は参加をはずしている。事例検討会は資料を回収。
M	家庭児童相談室	134000	平成元年	平成7年12月	被虐待児を巡る関係機関会議(代表者会議)、年1回、要保護児童処遇調整会議(毎月一回)	なし	事務局が保存
N	児童福祉課(子育て支援センター保育士中心)	55000	平成13年7月	平成13年7月	代表者会議と実務者会議	なし	実際の事例検討会は、関係機関で行う。
O	市子ども家庭センター(保育士中心)H13.3編成替え	165000	平成9年	なし	子ども相談連絡会、障害、虐待が一体化	あり	子ども相談を中心に、家庭子ども相談室が活動、民間は支援レベルで入っている。
P	社会教育指導委員、民生委員	15000	平成9年	会則	3ブロック9地区の子どもと歩む会、及びケース検討会である。	あり	事務局が主任児童委員、専門職のみに限定

ネットワーク効果	困難点	課題	子育て支援	児童相談所との関係
区長の理解が得られる	医師会、民生児童委員、児童相談所との関係希薄	心の健康づくり	地域ボランティアの育成	希薄
市長が参加し、行政理解がある。	警察、教育関係者の参加が少ない、児童相談所参加せず。	児童相談所の参加		希薄
情報交換が密になる。事例の掘り起こしが進む。機関の相互理解が進む。	児童福祉課へ家庭児童相談室が平成10年にうつったが、児童福祉課内に家庭児童相談員の理解が不十分である。	市全体のネットだけではなく、地区単位のネットが必要である。事務局体制の充実が必要で、児童福祉課が担当だが、実質は地域保健課が事務局を担当している。	いずれも子育て支援に含まれる。子育て支援は、軽いケースを、虐待防止ネットは重いケースを担当する	不明
把握率の増大、対応が迅速に、多面的、組織的対応、援助が可能になる。各機関が安心感を持ち、対応できる。	事務局が行政職のため、一般行政事務との兼務で多忙である。	夜間、休日の援助体制、民間や市民との連携、個人情報保護、緊急度アセスメント作成	考慮中	ネット立ち上げ時、児童相談所による助言指導があった。事例検討も役立つ。スーパーバイザーとして、ネットを援助、連携体制もよい
	匿名市民からの通報への情報収集が難しい	見守りが長期に亘るケースの関わり方	他の子育て相談室との連携はある。	
防止法施行後増加	児童相談所スタッフが少なくて、立入調査を躊躇う	専門職がほしい	子育て支援は、保育課が行う。将来は一本化へ。	児童相談所職員の数が少ない。
教育委員会、保健、学校、家裁が協力的。	発足して間もない。	市担当に専門職がほしい。	子育て支援相談として平成12年から虐待専門員を配置	児童相談所が専門職。全県レベルと、県内保健所単位の地区別ネットもあり迅速対応をする。
	発足して間もない。	共通認識をもつため、情報交換をする。今後問題が生じた時は、児童相談所、教育委員会、健康推進課、福祉事務所が中心で検討する。	子どもの虐待の未然防止及び早期発見・対応並びに子育てメイトへの支援のための関係機関、団体の連携強化を図る場、子育てメイトは母親の子育て不安や悩みを解消するため、地域で相談にのり、助言する人。子育て支援相談員がいる。	県レベルでの子どもの虐待防止連絡会がある。市へはコーディネータの役割。密にする。
相談しやすくなった。	育児不安で孤立的な母親の相談をどう準備するか	代表者会議をどう運営し、また参加してもらえるのか。	子育てサークルを支援している児童福祉課なので、力点は、予防に置かれる。	児童相談所がネットワークを作るように市へ要請した。
市役所内情報が一元化され対応が迅速。事例の掘り起こしが進む。	複数の機関が関わることで対応がちがはぐになる時がある。	時間外の対応が課題。マニュアルも必要	相談口がわかりにくい	児童相談所に流した情報や結果のフィードバックがない。
家庭児童相談室の人員が充実している。	児童相談所と家庭児童相談所が共に文書で事例送致をする。受取されない場合がある	ネットの拡大、参加機関へのはたらきかけ。小児科や幼稚園へのはたらきかけ。代表者会議が必要だが、市長に関心がない。	子育て支援は、別途実施している。市独自の軽い虐待の母のためのMCG開催を考慮中。	軽い事例は市町村で、重い事例は児童相談所で児童相談所から要請されている。
子ども虐待への関心が高まる。児童相談所、家庭児童相談室の役割理解が少し進む。一機関から連携への意識。機関現状の把握ができた。	機関内で虐待の認識の違いがあり、情報共有の難しさがある。組織内での壁は、厚い。機関同士が時に批判的になる。	親へのケア、自助グループも検討。マニュアル作成。家庭児童相談室の充実。	虐待予防からは子育て支援は重要。子育て支援の一つの専門部会として虐待ネットを捉える。虐待ネットが子育て支援のみに傾くことを防ぐ。	協力体制がある。児童相談所がバーンアウトしないためにも、スクリーニングをきっちりとし、役割を明確にしていく。
情報の共有化、役割分担がスムーズにいき、信頼関係ができる。	見守りの事例が多いため、十分にケアできていない例もある。	ネットワークは放置すると形骸化するので、常時、質を高める努力は必要		連携はうまく機能している。
各機関同士親密感が高まる。機関への関心、役割理解が深まる	中心になる機関の負担	職員意識向上と温度差を解消	子育てネットは子育て関係機関連絡会がある。虐待防止ネットの活動と重なることが多い。	児童相談所の援助があった。
迅速対応、機関理解、顔見知りになれた、発見後どこへ連絡するかの理解が広がる。	学校との連携	メール相談も考える	子どものことから援助に入りやすいため、例えば離乳食指導なども有効。子育て支援ネットの中に虐待防止ネットが位置づけられる。虐待防止のため、専門職を配置し、チーム	児童相談所とは協力関係にある。
対応が迅速になる。情報を分かち合える。学校がすこし開けてきた。	学校で閉鎖的などころもある。	24時間体制が地域に必要	再発予防に力点を置いている。	児童相談所は、措置の時相談するが、通常は遠方のため交流は多くない。